

さ情審査答申第175号
令和元年9月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成31年2月25日付けで貴職から受けた、「南部建設事務所建築指導課と本人との平成23年度以降、本日までの打合せ議事録」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年11月21日付け建南建指第1685号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、打ち合わせ議事録の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書並びに口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示しない理由に嘘偽りがある。
- (2) 行政担当との打合せ当事者である審査請求人が延べ30回以上の打合せ会議を実施した。その打合せ議事録は、電子媒体に記録保管されている事を聞いている。
- (3) 打合せ議事録につき、平成27年9月8日さいたま市本庁舎10階カウンターにおいて元建築指導課職員から、打合せ議事録は電子媒体（建築指導課のパソコン）に記録した旨を確認している。

- (4) 今般の個人情報開示請求の目的は、平成22年7月9日南部建設事務所3階会議室にて行った職員5名との打合せ会議録の閲覧を要求するものだが、開示請求の時点で記録を1年誤ったが、請求どおり23年度以降でよい。
- (5) 打合せ会議は、何月何日に来てほしいと電話があつて出向いている。こちらから押しかけたものではなく会議日時は南部建設事務所建築指導課の課長や係長と連絡し、双方で調整された会議体であった。また、会議体では私から文章を投げている。こんなことを言ったではないかという証拠の品を渡しているのだから、そういうものがあるのだつたら議事録があつてもおかしくない。議事録をとっていた職員は4年前まで南部建築指導課に在席していた。打合せ会議に出席したのは17、8回ぐらいだつたと思う。その前任者は、6回から8回程度出席したと思う。その際、上司から議事録をとるように指示されていた。
- (6) 旧浦和市時代に建築指導課の職員からこの土地には家が建たない、道路幅が2.7メートルしかないのだから100年建たないと言われたのに法律が変わり家が建ってしまった。無料法律相談で、100年建物は建たないと言われたことと、法律が変わったら建ってしまったこと、どちらが優先されるのかという質問に、法律相談では100年建たないと言われたことの方が優先すると言われた。だから、議事録をオープンにできないのではないかと受け止めている。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分の内容

審査請求人と実施機関との打合せ議事録の個人情報開示請求に対して、当該個人情報は、実施機関では作成しておらず、存在しないため、個人情報不開示決定（文書不存在）とした。

2 本件処分の理由

審査請求人は実施機関職員の過去の発言等に関し、平成20年度から複数回にわたりメールや文書等による提案や要望を行っている。それに対する回答は実施機関が文書にて行っているが、審査請求人は回答内容に納得ができないことから、実施機関に複数回来庁している。その際事前の連絡はなく突然来庁することが多い。

個人情報開示請求にあたり審査請求人に対し、請求内容は実施機関が示したメールや文書によるやり取りの記録ではなく、「打ち合わせ会議の議事

録」であることを確認した。そのうえで、実施機関は審査請求人に関して保有している個人情報を確認するために、電子文書管理システム及びファイリングシステムによる保管文書や課共有の電子データ、共用ロッカー等を調査したところ、文書による回答及び電子メール並びに簡易な一覧表形式のやり取り記録は保管されていることを確認したが、議事録またはそれに類するようなものの存在は確認できなかったため、さいたま市個人情報保護条例第18条第2項の規定に基づき開示しない旨の決定を行った。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求の理由の「開示しない理由に虚偽りがある」の主張は、否認する。審査請求人と平成23年度から個人情報開示請求日（平成30年11月8日）までの打合せ議事録は存在しない。
- (2) 「行政担当との打ち合わせ当事者である審査請求人が延べ30回以上の打合せ会議を実施した」の主張は、否認する。審査請求人はこれまで、実施機関に対しメールや文書による提案や要望を繰り返しているが、その回答内容に納得ができないために、実施機関に複数回来庁している。

したがって、実施機関職員が審査請求人と30回程度対応したことは事実であるが、実施機関としては打合せ会議を行ったという認識はない。

審査請求人の話の主旨は、平成8年頃自宅南側の土地には「100年家が建たない」と実施機関から説明を受けたが、その土地に平成18年頃住宅が建設されたことについて、光熱費等の補償と謝罪を求めるというものである。これに対する実施機関の対応は、平成8年当時に実施機関が説明を行った事実は確認できないが、当時予知していない建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正が平成11年に行われたことによって住宅が建てられることになったこと及び補償や謝罪はしないという一貫した内容を繰り返し回答しているにすぎない。

「その打合せ議事録は電子媒体に記録保管されていることを聞いている」のうち、「その打合せ議事録は電子媒体に記録保管されている」の部分は否認し、その余については不知。実施機関は、審査請求人の主張する電子媒体を確認するために、電子文書管理システム及びファイリングシステムによる保管文書や課共有の電子データ、共用ロッカー等を調査したところ、電子メールでのやり取り記録、簡易な対応記録は保管されていることを確認したが、審査請求人が主張する打合せ議事録は確認できなかった。対応時の発言については詳細な記録が残っていないため不知。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報と審査請求について

(1) 審査請求人が開示を求める文書

審査請求人が開示を求める文書は、「南部建設事務所建築指導課と本人（審査請求人）との平成23年度以降、本日（平成30年11月8日）までの打合せ議事録」である。

審査請求人は、自身が行政担当者と延べ30回以上の打合せ会議を実施し、その打合せ議事録が電子媒体に記録保存されていることを元担当者から直接聞いていると主張してその議事録の開示を求めた。

(2) 本件審査請求について

実施機関は、審査請求人からの平成20年度から複数回にわたるメールや文書等による提案や要望に対し文書で回答しているところ、回答に納得できない審査請求人が複数回実施機関に来庁したので実施機関職員が面談対応した経緯があるとしたうえで、①実施機関のこの面談対応は審査請求人との会議ではなく、市民に対して市の考え方を説明したにすぎず、したがって会議議事録は作成していないこと、②審査請求人がいつ来庁し、対応者は誰か、その内容を簡潔に記載した一覧表形式の対応記録は作成してあること、③念のため、電磁的記録を調査したが議事録またはそれに類するようなものの存在は確認できなかったとして、開示を求められた議事録は作成されていない（文書不存在）ことを理由に本件不開示処分をした。

審査請求人は、この不開示決定処分を不服として審査請求を行った。

2 本件処分の当否について

(1) 本件において議事録が作成されたと審査請求人が主張している審査請求人と実施機関側との面談を、便宜的に以下「打合せ」とする。

打合せがあったとする日時場所については、審査請求人と実施機関側にはほぼ異同がない。また、それぞれの打合せにつき、当事者双方が、予め、あるいは事後的に、議事録を作成する旨を合意した事実は窺われない。

そうすると、打合せにつき、実施機関によって議事録が作成されたか否かは、実施機関が議事録を作成すべき会議であると認識していたか否かに関わる。

(2) 実施機関は、各打合せにつき、審査請求人が「100年建たない」と説明を受けたとする審査請求人自宅南側土地に建物が建築されたことにつき、日照権に基づく損失補償や市長の謝罪を求める審査請求人に対し、建築基準法の改正経過を説明し、光熱費等の補償等の問題については市

が補償すべき問題ではなく、市長が謝罪する問題ではないとの考え方を一貫して説明してきたにすぎないのであって、意思決定が必要な事柄について意見交換をする会議ではないと説明している。

- (3) 一般的に会議とは各種各級の組織において複数人が集まり、意思決定を要する議題について話し合う会合を指し、そのような会議では内容が文字によって記録されることがある。その記録が議事録あるいは会議録である。しかしながら全ての会議において議事録が作成されるわけではないことは、例えば普通地方公共団体の議会(地方自治方法(昭和22年法律第67号。)第123条)、株主総会(会社法(平成17年法律第86号。以下「法」という。)第318条)、取締役会(法第369条)等が、議事録の作成を法律で義務づけられていることの反対解釈から明らかである。

さいたま市文書管理規則(平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。)第4条は、「職員は、事案の処理を行う場合は、審議、検討の経緯その他の意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績について、合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない。」と規定し、意思決定をとまなう事案の処理について、(事案が定例的かつ軽易なものを除き)意思決定の過程を跡付け・検証するための文書の作成を義務付けている。

以上のことから、さいたま市は、意思決定をとまなう議題について話し合う会合を会議と理解し、かつ、その会議の内容を文字によって記録することを義務付けし、その記録(議事録あるいは会議録等)を行政文書として保管するものと理解できる。

- (4) 審査請求人が打合せの場に提起した問題は、審査請求人宅南側土地に建築された建物の建築確認処分に対する不満と、同建物による日照障害によるさいたま市に対する損失補償要求等である。この対応にあたり、行政庁として意思決定を必要とする事案処理が存在するとは考えられず、実施機関は、同建物が改正建築基準法に則って建築確認されたこと、さいたま市は損失補償の当事者ではないこと等を縷々解説し説明してきたにすぎなかったものと推認できる。

そうすると、打合せの議事録を作成しなかったという実施機関の説明は、前記文書管理規則に照らして不自然・不審な点は存在しない。

- (5) 審査請求人は、打合せに同席していた元建築指導課職員から直接、「打合せ議事録は建築指導課のパソコンに記録した」と聞いたと主張する。

これにつき当審査会で調査を行ったところ、当該職員が打合せに同席したのは、平成25年6月の1回のみであったこと、同席した打合せ

の記録は、ノートに話の要点のみをメモしたもので、誰がどのような発言をしたかについて記録した議事録形式ではないこと、ノートに記した内容は、同席時点から1ヶ月以内程度に課の共有サーバーに残したと職員が記憶していることを把握した。

そうすると、当該職員は「17、18回ぐらい」同席していたと主張する審査請求人の記憶は全般的に不確かと言わざるをえず、しかも当該職員が議事録を作成すべき職務を担当していた事実は窺えず、「打合せ議事録は電子媒体（建築指導課のパソコン）に記録した旨を確認している」との審査請求人の主張を根拠に議事録の存在を推認することはできないと言ふべきである。

なお、議事録は必ずしも発言者の一言一句を記録する必要はないものであるが、文書管理規則第4条によると、少なくとも意思決定の過程を跡付け・検証できる程度の形式と内容を備えている必要があり、そのような観点によっても、本件において議事録あるいはそれに類するような文書の存在は窺えないところである。

その他、議事録の存在を推認できる具体的な事情も確認できないことから、議事録は不存在と認めるのが相当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年 2月25日	諮問の受理（諮問第533号）
②	同 年 3月28日	審議
③	同 年 4月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和元年 5月23日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 7月18日	審議
⑥	同 年 9月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)